

(質問事項 1)

作業スケジュールにつきまして、貴市作業の移行データ作成が10月末で完了となっていますが、すべての移行データの提供が11月には完了している認識でよろしいでしょうか。

(回答)

『【資料 2】調達仕様書』の「6 作業スケジュール」につきましては、おおよそのスケジュールとして徳島市が独自に設定したものになります。移行データの作成につきましては、データ要件・連携要件の標準仕様の基本データリストに沿った要件でデータ抽出がなされるよう業務委託を行っており、委託業者の進捗状況によっては遅れが生じる可能性も十分考えられます。このため、すべての移行データの提供が令和8年11月に完了することを保障するものではありません。

なお、令和8年7月～令和8年10月末で「移行データ作成」として設定している意図としましては、徳島市として重要なデータであって移行の優先度が高い、移行先のシステムで必須データとなっていてシステム検証に著しい影響があるなど、本事業で影響範囲が大きいデータを優先して、移行データの一部提供を行うことを想定して設定しております。すべての移行データを一度の提供のみによってお渡しすることは難しく、データの優先度に応じて順次移行データをお渡しすることになると想定されます。令和9年6月末までを目途に、すべての移行データの提供を完了させる予定ではございますが、先の理由のとおり、スケジュールに遅れが生じる可能性も十分考えられますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

(質問事項 2)

「表 5 要件定義の記載内容」のその他、保守に関する事項につきまして、「なお、この保守要件は、情報システムの機能改修及び更改と明確に区別して記載すること。」とありますが、情報システムや機能改修や更改は別途記載が必要でしょうか。

(回答)

お見込みのとおりです。

(質問事項3)

他システム連携につきまして、連携必須の業務をご教示ください。また、標準連携でよろしいか併せてご教示ください。

(回答)

デジタル庁が提供している、データ要件・連携要件の標準仕様『地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様(生活保護)【第6.0版】』で、実装類型が「必須:”◎”」となっているものについてはすべて連携必須のものとなり、標準仕様のデータ要件に沿ったもので連携することを想定しております。

なお、実装類型が「任意:”○”」となっているものについては、機能の実装がないことを理由として入札を妨げるものではございませんが、システム連携先によっては必須の連携データであるなどの理由で、事業者間調整が発生しうることについてはご注意ください。よろしくお願いいたします。

(質問事項 4)

現行レセプト管理システムにつきまして、現在ご利用中のシステムをご教示ください。
併せてシフト・リフトの時期をご教示ください。

(回答)

株式会社法研から提供を受けている、「レセプト情報管理システム」を利用しています。
標準準拠システムへのシフト・リフト時期は現時点で確定しておりませんが、生活保護システムの本稼働に稼働日を合わせるものとして調達することを予定しております。生活保護業務システムの調達の目途が立ち次第で、レセプト管理システムの調達も併せて進めていくものと考えております。

(質問事項 5)

現在の医療オンライン資格の連携方法についてご教示ください。

(回答)

現在の医療オンライン資格確認システムへのデータ連携方法については、医療保険者等向け中間サーバーへ接続するために統合専用端末を別途配置し、現行システムから発行される連携用 CSV ファイルを USB フラッシュメモリに格納し、IP-VPN 接続をして CSV ファイルを中間サーバーへアップロードする運用となります。中間サーバー上での登録結果となる CSV ファイルは中間サーバーからダウンロードを行い、USB フラッシュメモリに格納して現行システムへ移動させたのちに、必要な情報をシステムに反映させる運用を行っています。これは、徳島市が汎用機によって業務を行っていることに起因し、クラウド連携によることが技術的に困難であったため、USB フラッシュメモリによるファイル連携で事務を行っているものです。

なお、標準化に伴いガバメントクラウド上にシステムが稼働するのであれば、クラウド連携に切り替えできる可能性が考えられます。BPR/DX の観点としては、クラウド連携による方法が望ましいものとはなりますが、あくまでも運用上望ましいだけのことであって、クラウド連携によらないことを理由として入札を妨げるものではございません。

(参考：『別紙 8 課題管理一覧』 No.6、【医療オンライン資格確認システムの、医療保険者等向け中間サーバーへの接続方法について】)

(質問事項 6)

「別紙 6-2 システム連携要件」資料内「第 2 本市の環境上留意すべき事項」にて段階的移行を想定している旨の記載がありますが、生活保護システムと連携するシステムの本番稼働時期についてご教示ください。また、他システムの本番稼働が 2030 年 1 月より後の場合、連携はどのように考えればよろしいでしょうか。

(回答)

連携対象となる他システムのうち、本番稼働が最も遅いシステムは令和 9 年 2 月稼働予定となっております。

また、他システムの本番稼働が令和 12 年 (西暦 2030 年) 1 月以降となる場合の連携につきましては、段階的移行の方針に基づき、本市システム側で可能な範囲での暫定的な連携方法を検討する想定です。具体的な連携方式につきましては、他システムの稼働スケジュールが確定次第、改めて協議させていただきます。

(質問事項7)

クライアントの設定台数につきまして、80台のみの認識でよろしいでしょうか。レセプト管理システムの2台と医療オンライン資格の2台は対象外の認識でよろしいでしょうか。

(回答)

クライアントの設定台数につきましては、現時点で80台程度として想定しており、数台は設定台数が前後する可能性があるものとなります。これは、人事異動により職員の配置数が変動してしまうことや、社会福祉法第16条第2項に定める標準数に所員が不足していることの対応で会計年度任用職員を新規増員することなどにより、システム利用者数が変動することなどが考えられるため、設定台数が前後するものです。

ほか、レセプト管理システムの2台及び医療オンライン資格確認の2台の端末については、専用業務のために配置している端末であるため、生活保護業務システムのクライアント設定対象外の端末であるご認識に相違はございません。

(質問事項 8)

「データ一括処理業務」、「業務運用支援作業」につきましてどのような業務を想定しているかご教示ください。

(回答)

「データ一括処理業務」

おおよそ 300 件を超える同一内容のデータ更新について、職員の手動による更新事務作業よりも、夜間バッチなどの一括更新によることが効率的であると考えられる業務を想定しております。徳島市においては、介護保険料加算／介護保険料控除の認定、冬季加算の認定／認定解除、期末一時扶助の認定、年齢改定、保護の基準改定など、夜間バッチによってデータ更新を実施しているものが複数あるため、現行の事務と大きく乖離しないよう、データ一括処理によって行うことが可能かどうか検討するものとしております。
(参考：『別紙 8 課題管理一覧』 No.5、【保護の一括決定処理について】)

「業務運用支援業務」

システムの機能として搭載されている EUC によっては対応することが困難なデータの作成やデータの抽出・結合業務、データ一括処理業務を実施するなど更新される内容のパラメータ・マスタデータの受付や登録・更新業務、その他情報システムや事務の運用に当たり必要となる業務を想定しております。

(質問事項 9)

A 社と B 社が同じシステムを提案した場合、どちらか一方は入札参加不可となりますか。

(回答)

条件付き一般競争入札を予定しているため、入札に参加する者が同一のシステムを提案した場合においても、一方又は全部の入札を妨げることはございません。入札価格において、最も有利な条件を提示した者との事業契約を進めることとなります。

ただし、入札の参加資格として、「本入札に参加する他の業者に、下請け・協力会社等として重複参加していない者」を条件としております。入札に参加する者同士が事前の示し合わせをして、いたずらに同一のシステムを提案するなど、競争性を阻害する行為は、独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の第 3 条により禁止されている「不当な取引制限」行為に抵触し、公正取引委員会による排除措置命令や課徴金納付命令、刑法第 96 条の 6 第 2 項（談合罪）に問われる対象となります。公正かつ自由な競争に反する行為は、厳に慎んでくださいますようお願い申し上げます。

(質問事項 10)

障害発生時の対応につきまして 1 時間以内に対応する旨の記載がありますが、現地にての対応でしょうか。

(回答)

障害発生時における初動対応について、対応方法の種別は特段定めておりません。障害発生時における対応の如何については、各事業者による提案事項としており、現地による対応のほか、オンライン（遠隔操作）による対応によってでも問題はございません。ただし、障害内容や影響の程度、大規模災害による復旧作業など、個々の状況によっては現地による対応でないと解決が難しい場合も考えられ、必要に応じて現地による対応を依頼する場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(質問事項 11)

法改正の対応に対する費用は改正の内容により補助金の有無が過去有りましたが、今回の入札金額への評価はどのようにお考えでしょうか。

(回答)

制度改正が行われた際、国の方針によりシステム更改対応費用が補助されるケースがあったことについては承知しております。しかし、制度改正の有無は時勢により左右される部分が大きく、また補助金の有無についても国の予算都合による部分が大きいため、どのような対応となるか徳島市で予測することが非常に困難です。

数年先までに計画されている単なるバージョンアップに係る費用や、毎年改定される生活保護基準額のシステム内部パラメータ変更に係る費用、標準仕様書の改版に伴う対応費用、ほか軽微な変更に係る費用などについては、運用保守経費に該当すると考えているため、入札金額に含めていただくものと考えております。一方、制度改正に係る対応費用については、影響程度の予測が非常に困難であるため、個々の協議により決定させていただくものと考えております。

(質問事項 12)

標準化の改版対応は定期的に発生すると想定しています。本稼働後の今回の入札金額(60 カ月)に含む事で宜しいでしょうか。

(回答)

お見込みのとおりです。

(質問事項 13)

徳島市様個別のカスタマイズは無しの認識でよろしいでしょうか。

(回答)

デジタル庁の示す『地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化』により、標準準拠システムにおける個別のカスタマイズは原則不要・禁止へと転換されていることから、個別のカスタマイズは行わないものとして考えております。標準機能の範囲で対応可能な設定変更や事業者間調整などについて、必要に応じてご相談させていただきます。

(質問事項 14)

業者決定後の本稼働までの構築時及び本稼働後約 1 年間の運用保守時については、毎月徳島市様における定例報告会を現地で PM、PL、営業が対応する事が貴市のサービスレベル基準になっていると認識しています。今回の調達も同様の基準で宜しいでしょうか。

(回答)

構築時及び本稼働後の保守運用時における定例報告会につきましては、開催する頻度や参加者、方法種別（現地会議／オンライン会議）など、事業者提案に基づく運用保守計画により協議を行ったうえで詳細を決定するものと考えております。